



金 沢 市 公 報

号外第7号の8

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総務課) 7
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 1		金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正 する規則 (税務課) 7
金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監理課) 6		

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)」を「金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)」に、「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)」を「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)」に改め、「定める課並びに」の次に「東京事務所、」を加え、「、金沢西部図書館開設準備室」及び「、玉川図書館、泉野図書館、玉川こども図書館」を削り、同条第2号中「局の」を「局等の」に改め、同条第3号中「、泉野図書館にあっては泉野図書館副館長、玉川こども図書館にあっては玉川こども図書館副館長」を削る。

第2条の6第3項中「課長を補佐する職務にある職員のうちから」を「課の庶務を担当するグループ長(課の庶務を担当するグループ長がいない課にあっては、市長が指名する職員)とし」に改める。

第53条第1項中「第158条」を「第158条第1項」に、「委託しよう」を「委託し、又は令第158条の2第1項の規定により市税(県民税を含む。次条及び第122条の3において同じ。)の収納の事務を私人に委託しよう」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(市税の収納事務を委託することができる者の基準)

第53条の2 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状態が健全であること。
- (2) 収納した市税を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、当該市税の収納状況を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によって正確に記録し、遅滞なく市又は指定金融機関等に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有していること。
- (3) 地方公共団体の公金又は電気、ガス等の料金の収納の事務を受託した実績を有していること。
- (4) 個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができること。

第54条中「歳入の徴収」を「令第158条第1項の規定により歳入の徴収」に、「ちょう付した」を「貼付した」に改める。

第57条第1項第2号中「、第12号(車道幅員証明に係るものに限る)」を「(道路管理課で取り扱うものを除く)に改め、「及び道路管理課で取り扱う図面の閲覧又は照合」を削り、同項第3号中「金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例」を「金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条の2(同条例第17条第3項にお

いて準用する場合を含む。)又は金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例」に、「及び玉川こども図書館」を「、玉川こども図書館及び金沢海みらい図書館」に改め、同項第4号中「第10号まで」の次に「、第11号(道路管理課で取り扱うものに限る。)」を加え、「車道幅員証明に係るもの、」及び「並びに道路管理課で取り扱う図面の閲覧又は照合」を削り、「及び玉川こども図書館」を「、玉川こども図書館及び金沢海みらい図書館」に、「並びに広報広聴課」を「、広報広聴課」に改め、「頒布に係る実費」の次に「並びに道路管理課で取り扱う道路台帳図の写しの交付に係る実費」を加える。

第72条第2項第4号中「東京事務所長」を「東京事務所長を補佐する職務にある者」に改める。

第117条第2項中「指定金融機関等の収納済証明書を添えて」を削る。

第122条の2の次に次の1条を加える。

(市税収納受託者の検査)

第122条の3 会計管理者は、令第158条の2第1項の規定により市税の収納の委託を受けた者に係る収納に関する事務について、定期又は随時に検査を行わなければならない。

2 前項の検査については、会計管理者は会計課所属職員に検査員を命じ、検査を行わせることができる。

3 前項の規定による検査員は、検査上必要な場合は、検査を受ける者に対し口頭又は書面をもって、検査上必要な書類の提出を要求し、またその説明を求めることができる。

4 第122条の規定は、第1項の検査を行う場合について準用する。

第253条第1項中「損傷したときは」の次に「、第285条の2に定めるもののほか」を加える。

第285条第1項中「公金払込書」の次に「並びに公金受託者が使用する公金払込書」を加え、同条第3項中「及び入園券」を「、入園券及び観覧券(共通観覧券、前売り券及び優待券を含む。)」に改める。

第285条の次に次の1条を加える。

(領収印等の亡失の届出)

第285条の2 前条第1項の規定により領収印、領収証書及び公金払込書(以下この項において「領収印等」という。)の交付を受けた者は、当該領収印等を亡失したときは、直ちにそのてん末を記載した書類に、課長の意見書を添え、会計管理者に届け出なければならない。

2 会計管理者は、前項による届出を受けた場合は、その事情を調査し、必要があると求めるときは、意見を付して、市長の裁定を受けるものとする。

3 市長は、前項の裁定をしたときは、会計管理者に通知するとともに、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該措置の内容を公告するものとする。

別表第1甲表中

税務課	税務課長	ア 市税及び税外諸収入の収入に関する事務	所属職員	を
		イ 金銭登録機で収納する総務局所管の歳入の収入に関する事務		

税務課	税務課長	ア 市税及び税外諸収入の収入に関する事務	所属職員	に、
		イ 金銭登録機で収納する総務局所管の歳入の収入に関する事務		
		ウ 県民税、公売保証金、差押物件公売代金、差押債権の換価代金、競売配当金及び受託徴収金の出納及び保管に関する事務		

医療保険課	医療保険課長	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料その他諸収入の収入に関する事務	所属職員	を
-------	--------	-----------------------------------	------	---

医療保険課	医療保険課長	ア 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料その他諸収入の収入に関する事務	所属職員	に、
		イ 公売保証金、差押物件公売代金、差押債権の換価代金、競売配当金、受託徴収金及び保険医療機関等の請求に基づき処分した一部負担金の出納及び保管に関する事務		

介護保険課	介護保険課長	介護保険料その他諸収入の収入に関する事務	所属職員	を
介護保険課	介護保険課長	ア 介護保険料その他諸収入の収入に関する事務 イ 公売保証金、差押物件公売代金、差押債権の換価代金、競売配当金及び受託徴収金の出納及び保管に関する事務	所属職員	に、
道路管理課	道路管理課長	道路占用料、法定外公共物の使用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料及び図面の閲覧又は照合の手数料の収入に関する事務	所属職員	を
道路管理課	道路管理課長	道路占用料、法定外公共物の使用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料、図面の閲覧又は照合の手数料及び道路管理課で取り扱う道路台帳図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
玉川図書館	館長	文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を
泉野図書館	副館長	文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員	
玉川こども図書館	副館長	文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員	
図書館総務課	図書館総務課長	図書館で取り扱う文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
消防局	消防総務課長	金沢市火災予防条例の規定に基づく手数料、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく許可、承認及び検査に係る手数料、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定に基づく検査に係る手数料並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく許可に係る手数料並びに金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づく費用の収入に関する事務	所属職員	を

消防局	消防総務課長	金沢市火災予防条例の規定に基づく手数料、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく許可、承認及び検査に係る手数料、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定に基づく検査に係る手数料並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく許可に係る手数料並びに金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づく費用の収入に関する事務	所属職員	に
公金受託者に委託した歳入の徴収又は収納の事務を所管する課等	当該課等の長	公金受託者が使用する公金払込書の受渡しに関する事務	所属職員	

改め、同表乙表中

課の庶務を担当する主査（課の庶務を担当する主査が2以上ある課及び課の庶務を担当する主査がない課にあつては、局長が指名する主査）。ただし、市立小、中学校にあつては市立小、中学校長とする。	を	課の庶務を担当するグループ長（当該グループ長がない課にあつては、市長が指名する職員）。ただし、市立小、中学校にあつては、市立小、中学校長とする。	に改める。
--	---	--	-------

別表第4中

都市政策局	東京事務所	企画調整課長	所長	を
市民局	市民センター	市民課長	所長	
市民局	市民センター	市民課長	所長	に、
	キゴ山天体観察センター		館長	を
	キゴ山天体観察センター		館長	に
	玉川図書館	図書館総務課長	館長	
	泉野図書館		館長	
	玉川こども図書館		館長	
	金沢海みらい図書館		館長	

改める。

様式第41号の2中

定 時 制 教 育 手 当
義 務 教 育 手 当
(待 機 手 当)
時 間 外 勤 務 手 当
特 殊 勤 務 手 当
夜 間 勤 務 手 当
休 日 勤 務 手 当
宿 日 直 手 当
単 身 赴 任 手 当
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
期 末 手 当
勤 勉 手 当
寒 冷 地 手 当
子 ども 手 当

を

義 務 教 育 手 当
(待 機 手 当)
時 間 外 勤 務 手 当
特 殊 勤 務 手 当
夜 間 勤 務 手 当
休 日 勤 務 手 当
宿 日 直 手 当
単 身 赴 任 手 当
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
期 末 手 当
勤 勉 手 当
寒 冷 地 手 当
子 ども 手 当

に改める。

様式第41号の3中

定時制教育手当	義務教育手当	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当	月額特勤手当

日額特勤手当	業務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当

単身赴任手当

を

義務教育手当	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当	月額勤務手当	日額特勤手当

夜間勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	

に改める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 様式第41号の2及び様式第41号の3の改正規定並びに次項の規定 平成23年5月1日
- (2) 第57条第1項第2号の改正規定、同項第4号の改正規定（「及び玉川こども図書館」を「、玉川こども図書館及び金沢海みらい図書館」に改める部分を除く。）及び別表第1甲表の改正規定（

道路管理課	道路管理課長	道路占用料、法定外公共物の使用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料及び図面の閲覧又は照合の手数料の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

を

道路管理課	道路管理課長	道路占用料、法定外公共物の使用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料、函面の閲覧又は照合の手数料及び道路管理課で取り扱う道路台帳図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

に

に改める部分に限る。) 平成23年7月1日

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第41号の2及び様式第41号の3の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合において、市長は、次に掲げる契約(第1号に掲げる契約にあっては予定価格が3,000万円以上の、第2号から第17号までに掲げる契約にあっては予定価格が600万円以上の、第18号に掲げる契約にあっては予定価格が300万円以上の契約に限る。)については」を「市長は、令第167条の10第1項の規定により落札者を決定する一般競争入札を行おうとするときは」に改め、同項各号を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「前項第1号に掲げる契約」を「工事の請負契約」に、「10分の9.5」を「10分の9」に改め、同項第2号中「前項第2号から第18号までに掲げる契約」を「製造その他についての請負契約」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項各号に掲げる契約に係る入札」を「第1項に規定する一般競争入札」に改め、「直ちに」の次に「工事、製造等に係る専門職員の意見を求めるとともに、」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項」を「前項」に、「前項の規定による調査」を「当該調査」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第10号」を「次条第1項第11号」に改め、同項を同条第5項とする。

第15条第1項中「市長は」の次に「、前条第1項に規定する一般競争入札による契約を除き」を加え、「予定価格が130万円を超え3,000万円未満の、第2号に掲げる契約にあっては予定価格が130万円超の、第3号に掲げる契約にあっては予定価格が50万円を超え600万円未満の、第4号に掲げる契約にあっては予定価格が50万円を超え300万円未満の」を「、予定価格が130万円を超える」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。)

第15条第1項第4号を同項第19号とし、同項第3号の次に次の15号を加える。

- (4) 金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第2号。以下「条例」という。)に基づき長期継続契約を締結する契約(前号及び条例第2条第1号に掲げる契約を除く。)
- (5) 施設の維持管理業務に係る委託契約(前号に掲げる契約を除く。)
- (6) 給食調理及び給食配送に係る委託契約(第4号に掲げる契約を除く。)
- (7) 庭園等の維持管理に関する委託契約(第4号に掲げる契約を除く。)
- (8) 医療事務に係る委託契約(第4号に掲げる契約を除く。)
- (9) 医療機器の保守に関する委託契約(第4号に掲げる契約を除く。)
- (10) 情報システムの開発業務に係る委託契約
- (11) 測量、設計等コンサルタント業務に係る委託契約
- (12) 前号以外のコンサルタント業務に係る委託契約
- (13) 樹木等の維持管理業務に係る委託契約
- (14) 除草業務に係る委託契約
- (15) 会場設営業務に係る委託契約
- (16) データ入力業務に係る委託契約
- (17) ホームページ作成業務に係る委託契約
- (18) マイクロフィルム作成業務に係る委託契約

第15条第2項第1号中「10分の9.5」を「10分の9」に改め、同項第2号中「第4号」を「第19号」に改め、同条第3項中「前条第2項第10号」を「第11号」に改める。

第35条中「法」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第38条中「(地域教育センター所長及び研修相談センター所長を除く。)」を削る。

第39条第1項第3号中「金沢西部図書館開設準備室、玉川図書館、泉野図書館及び玉川こども図書館」を「図書館総務課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市契約規則(以下「新規則」という。)第14条及び第15条(これらの規定を新規則第21条において準用する場合を含む。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、施行日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

東京公舎5号	東京都新宿区富久町9番11号	17,442円	を
東京公舎6号	東京都豊島区駒込3丁目5番2号	23,490円	
東京公舎7号	東京都文京区水道2丁目8番4号	16,870円	
東京公舎5号	東京都豊島区駒込3丁目5番2号	22,330円	に
東京公舎6号	東京都文京区水道2丁目8番4号	16,870円	

改め、同表金沢公舎3号の項中「23,976円」を「21,238円」に改め、同表金沢公舎4号の項中「25,596円」を「22,673円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「第6条の2の2」を「第6条の2の3」に改める。

第7条第2号及び第6号中「法人等」を「法人」に改める。

第29号様式中「あて先」を「宛先」に、「法人等」を「法人」に改める。

第34号様式中「法人等」を「法人」に改める。

第35号様式その2第2葉(表)中「先物取引」を「上場株式の配当等」に改める。

第62号様式を次のように改める。

第62号様式 (第16条関係)

事業所税更正 (決定) 通知書				
様				年 月 日
金沢市長				印
地方税法第701条の58の規定により次のとおり更正 (決定) しましたので納期限までに納めてください。				
事業年度 又は課税期間	年 月 日から 年 月 日まで			更 理 (決 定) 由
申告年月日	当 初 修 正	年 月 日		
区 分		課税標準	税 率	税 額
資産割	更正 (決定) の額	a	m(円)	円
	既に納付の確定した税額	b	/	/
	差引税額 (a - b)	c	/	/
従業者割	更正 (決定) の額	d	/	/
	既に納付の確定した税額	e	/	/
	差引税額 (d - e)	f	/	/
この通知書により納付すべき税額		c + f		
区 分		基礎となる 事業所税額	課 率	加 算 金 額
更正 (決定) による 加算金 額	過少申告 不申告 重 加算金額	g	/	/
	法第701条の61第3項の 規定による減額分	h	/	/
	差引納付額	g - h	/	/
納期限	年 月 日	納付場所		

上記の金額のほか、申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント (この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)) の割合を乗じて計算した延滞金 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として (市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による更正 (決定) 通知書等

は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の第29号様式及び第34号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成23年(2011年)3月31日 印刷
平成23年(2011年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄